



家畜衛生だより



令和3年度第19号 令和3年11月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

令和3年9月24日に 飼養衛生管理基準が一部改正されました

- ・大規模所有者（飼養頭数3000頭以上）は、畜舎ごとに、担当の飼養衛生管理者を配置すること

同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が3千頭（肥育豚（月齢が満10月未満の豚）においては1万頭）を超えないこと。

★大規模所有者は別紙の報告書のご提出をお願いします★

＜飼養衛生管理者が複数の畜舎を担当する場合の考え方＞

担当	担当畜舎
飼養衛生管理者A	畜舎①（肥育豚 1万2千頭）
飼養衛生管理者B	畜舎②（肥育豚 6千頭） → 充足率60%
	畜舎③（肥育豚 6千頭） → 充足率40%
飼養衛生管理者C	畜舎③（肥育豚 6千頭） → 充足率20%
	畜舎④（繁殖豚 2千頭） → 充足率67%

このうち4千頭を担当

このうち2千頭を担当

- ・大規模所有者のうち1万頭以上飼養する者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む）を策定すること【期限：令和5年4月1日】

- ・埋却等に備えた措置【令和6年4月施行】

家畜の死体の埋却に供する土地（家畜（月齢が満3月以上のもの）1頭当たり0.9平方メートルが標準）又は、家畜の死体の焼却のための焼却施設を確保すること

豚熱・アフリカ豚熱を防ぐために

- ①衛生管理区域内に立ち入る者の手指消毒
- ②衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用
- ③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ④畜舎に立ち入る者の手指消毒
- ⑤畜舎ごとの専用衣服・靴の設置・使用
- ⑥畜舎外での病原体の汚染防止
- ⑦衛生管理区域内の整理整頓及び消毒



毎月の一斉点検チェック表のご提出よろしくをお願いします。

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。